

令和4年度 第2回

箕面市都市計画審議会

# 議 案 書

日 時 令和4年(2022年)9月29日(木)  
午前10時00分

場 所 箕面市西小路4丁目6番1号  
箕面市役所本館3階委員会室

令和4年度 第2回  
箕面市都市計画審議会 案件一覧表

案件番号	案 件 名	決定権者	頁
案件 1	北部大阪都市計画地区計画（箕面船場駅前地区）の変更について【付議】	箕面市	1-1
案件 2	特定生産緑地の指定について【諮問】	—	2-1



箕み政第48号  
令和4年(2022年)9月20日

箕面市都市計画審議会  
会長 増田 昇 様

箕面市長 上 島 一 彦



北部大阪都市計画地区計画(箕面船場駅前地区)の変更について【付議】

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会の議決を求めたく、次のように付議します。



## 北部大阪都市計画地区計画の変更(箕面市決定)

都市計画箕面船場駅前地区地区計画を次のように変更する。

### 1. 地区計画の方針

名 称	箕面船場駅前地区地区計画
位 置	箕面市船場東二丁目、三丁目地内
面 積	約 4.4ha
区域の整備・開発の及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区の存する大阪船場繊維卸商団地は、昭和 40 年代に土地区画整理事業によって基盤整備され、その目的に沿って流通・業務系の土地利用を中心として発展してきた。</p> <p>今般、北大阪急行線の延伸が具体化し、それに伴い新駅の設置が進められる中で、駅前となる本地区では、歩行を中心としたまちを形成しつつ、新駅立地による地区ポテンシャルの向上を活かした土地利用の更なる高度化・多目的化が期待されている。</p> <p>本地区計画は、船場地域で従来から見られる「流通・業務」等の土地利用に加え、それと親和し相互に好影響が期待できる「研究・開発」等の土地利用、近年広がりを見せる「商業・住宅」、それに馴染みつつ駅前のにぎわいづくりに資する「文化・教育」など、駅前にふさわしい多様な用途が、相互阻害することなく集積・共存し、船場地域全体の顔として「流通・業務」「商業・住宅」双方の中心核となる、安全・快適でにぎわいのある都市空間の形成をめざす。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>地区計画の目標を実現するため、地区を区分してそれぞれ次のような土地利用を図る。また、駅前の広場空間と、そこから地区外へ至る歩行者通路となるデッキを整備し、動線を確保することで、賑わいのある、健全で良質な都市空間の形成と安全で落ち着いて回遊できる歩行者空間の創出を図る。住宅については、まちの活力維持に資するよう、周辺環境に配慮しつつ、多様なライフスタイルに対応する住宅供給を図る。さらに、メインストリート沿いに歩行空間を確保し、賑わいのあるまちなみを創出し地区周辺の発展を図る。</p> <p>1. 文教・芸術地区 教育研究施設、劇場、集会場など、駅前にふさわしい、様々な形態・用途の土地利用に対応し、適切に配置することで、周辺環境に配慮した良好な市街地環境形成を目指す。</p> <p>2. 住宅・商業地区 住宅、商業施設を集積し、にぎわいを支える多様な都市機能を積極的に導入する。</p>

		<p>3. にぎわい交流地区</p> <p>広場や公園を中心に自由に人が集い行き交う空間を確保し、地区の顔にふさわしい整備を図る。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p>	<p>1. 駅前から続く「メインストリート」にふさわしい快適でにぎわいのある歩行者空間を多目的広場1号、メインストリートから連続し、憩い・休息の場を提供する広場空間を多目的広場2号として形成する。</p> <p>2. 国道423号を横断する歩行者デッキと多目的広場や駅改札階へ円滑に通行できる歩行者動線として歩行者連絡通路1号を形成し、周辺のにぎわいや滞留スペースを結びつける。</p> <p>3. 多目的広場から北街区へと立体で結び、歩車分離による安全で快適な歩行者ネットワークとして歩行者連絡通路2,3,4号を形成する。また、敷地内の土地利用を勘案しつつ、これに連続する快適な歩行空間を対側の区域端までつなぐことで、区域外へネットワークの広がり創出を図る。</p> <p>4. 多目的広場から東街区へと立体で結び、歩車分離による安全で快適な歩行者ネットワークとして歩行者連絡通路5号を形成する。また、敷地内の土地利用を勘案しつつ、これに連続する快適な歩行空間を対側の区域端までつなぐことで、区域外へネットワークの広がり創出を図る。</p> <p>5. 多目的広場と北側地上部とを結ぶネットワークとして歩行者連絡通路6号を形成する。北側地上部との歩行者動線を確保することで区域外へのネットワークの広がり創出を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい土地利用とまちなみ形成が図られるよう、建築物等に関する制限を定める。</p> <p>1. 文教・芸術地区</p> <p>区域境界線からの壁面の位置の制限を定め、地区全体として周辺と調和しつつ駅前の特徴ある都市環境の形成を図るものとする。高層の施設を導入しつつ、周辺環境に配慮した良好な都市空間形成を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの制限を定める。</p> <p>2. 住宅・商業地区</p> <p>区域境界線からの壁面の位置の制限を定め、地区全体として周辺と調和しつつ商業・業務施設や中高層住宅を誘導し、周辺と調和したにぎわいと活力ある環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの制限を定める。</p> <p>3. にぎわい交流地区</p> <p>建築物等の用途の制限を定める。</p>

2. 地区整備計画

地区整備計画	位置	箕面市船場東二丁目、三丁目地内			
	面積	約 4.4ha			
	地区施設の配置及び規模	<p>その他の公共空地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的広場 1号 約 4,200 m<sup>2</sup> (デッキレベル※1、昇降施設含む)</li> <li>・多目的広場 2号 約 480 m<sup>2</sup> (デッキレベルから繋がる広場、昇降施設含む)</li> <li>・歩行者連絡通路 1号 幅員約 6m 延長約 40m (デッキレベル※1、昇降施設含む)</li> <li>・歩行者連絡通路 2号 幅員約 4m 延長約 140m (デッキレベル※1)</li> <li>・歩行者連絡通路 3号 幅員約 6m 延長約 65m (デッキレベル※1)</li> <li>・歩行者連絡通路 4号 幅員約 6m 延長約 20m (デッキレベル※2)</li> <li>・歩行者連絡通路 5号 幅員約 4m 延長約 60m (デッキレベル※2、昇降施設含む)</li> <li>・歩行者連絡通路 6号 幅員約 4m 延長約 60m (地上及びデッキレベル※1、昇降施設含む)</li> </ul> <p>※1 デッキレベルから高さ 3.5m以上の空間を確保する。(庇、アーケードを除く)          ※2 屋外にあつてはデッキレベルから高さ 3.5m以上の空間を確保する。(庇、アーケードを除く)、屋内にあつてはデッキレベルから高さ 2.5m以上の空間を確保する。</p>			
	地区の区分	文教・芸術地区	住宅・商業地区	にぎわい交流地区	
	面積	約 1.8ha	約 1.9ha	約 0.7ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例第二条第二項に規定するラブホテル</li> <li>②建築基準法別表第 2 (り) 項第二号に係るもの</li> <li>③ぱちんこ屋</li> <li>④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に係るもの</li> <li>⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの</li> <li>⑥ボーリング場</li> <li>⑦畜舎 (床面積の合計が十五平方メートル以下のものを除く。)</li> </ol>		
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	—
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、計画図に示す一点鎖線部 (ア) の部分について 2m以上、点線部 (イ) の部分について 1m以上とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地区施設を形成する外壁又はこれに代わる柱</li> <li>(2) 物置その他これらに類する用途 (自動車車庫を除く) に供し、軒の高さが 2.3m以下で、かつ床面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内であるもの</li> </ol>		

	建築物等の高さの最低限度	<p>12m</p> <p>ただし、以下に掲げるものはこの限りでない。</p> <p>(1) 地区施設を構成するもの</p> <p>(2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの</p>	—
	建築物等の高さの最高限度	<p>100m</p> <p>ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しないものとする。</p>	—
	かき又はさくの構造の制限	<p>計画図に示す一点鎖線部（ア）及び点線部（イ）の部分で壁面の位置の制限により建築物が後退した範囲内は、建築物、擁壁その他工作物で、道路面の高さより突き出るものを設けてはならない。</p> <p>ただし、電柱、電線、変圧塔、その他これらに類する工作物を除く。</p>	—

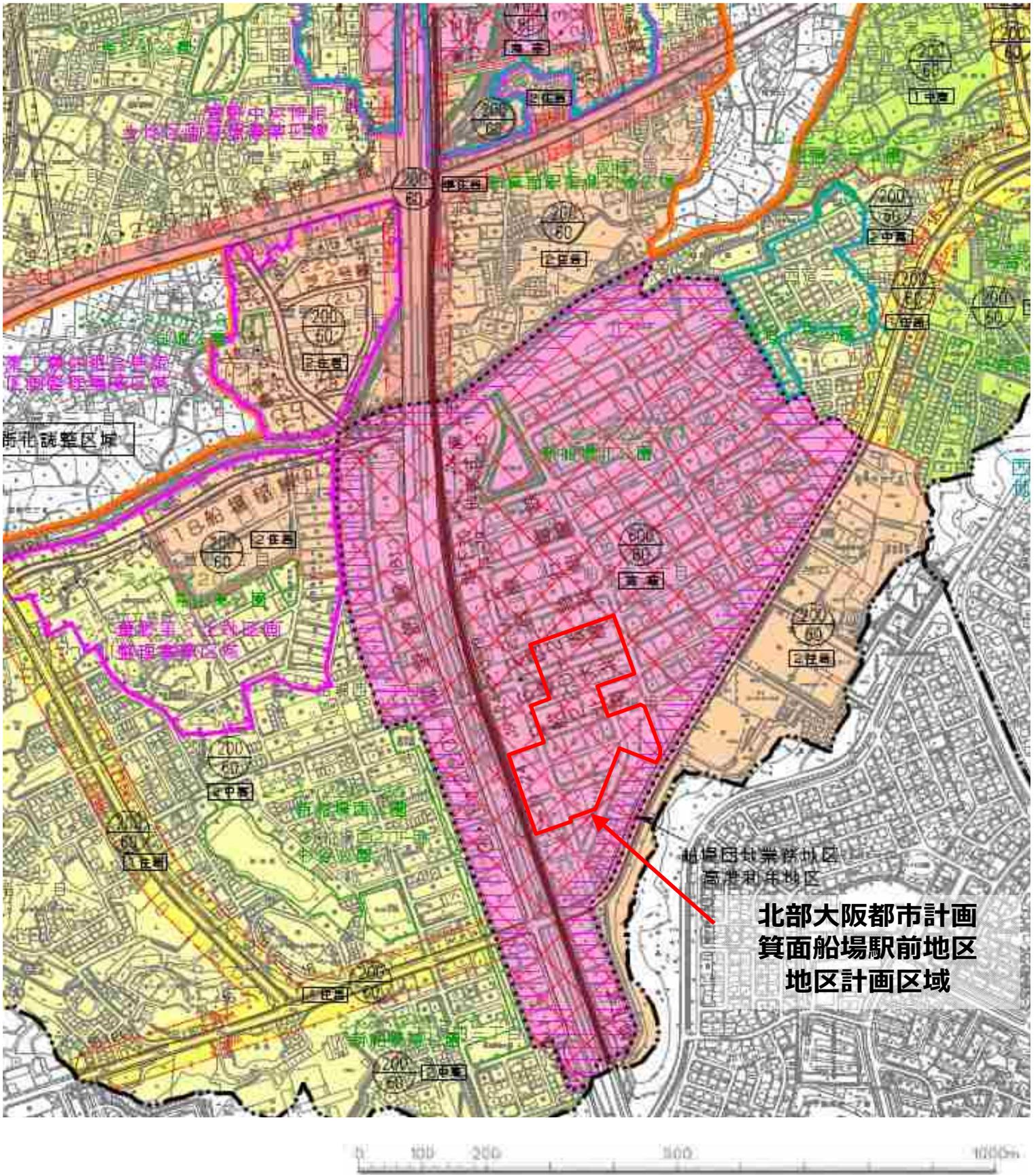
「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 理 由

当地区は、北大阪急行線の延伸、新駅の設置など、市全体にとっても重要な計画が実現に向かうなかで、都市核・駅前としての役割が求められており、駅前にふさわしい多様な都市機能が相互阻害なく適切に立地し、また、歩行を中心としたまちを形成し新たな顔となるまちづくりを行うため、地区計画を定め、整備が進められている。

今般、整備が進められる地区内において、現多目的広場と連続し一体的に利活用できる広場を確保するための地区施設を追加し、景観の向上等を目的とした無電柱化に必要な設備を設置するためにかき又はさくの構造の制限について、本案のとおり地区計画を変更しようとするものである。

# 総括図

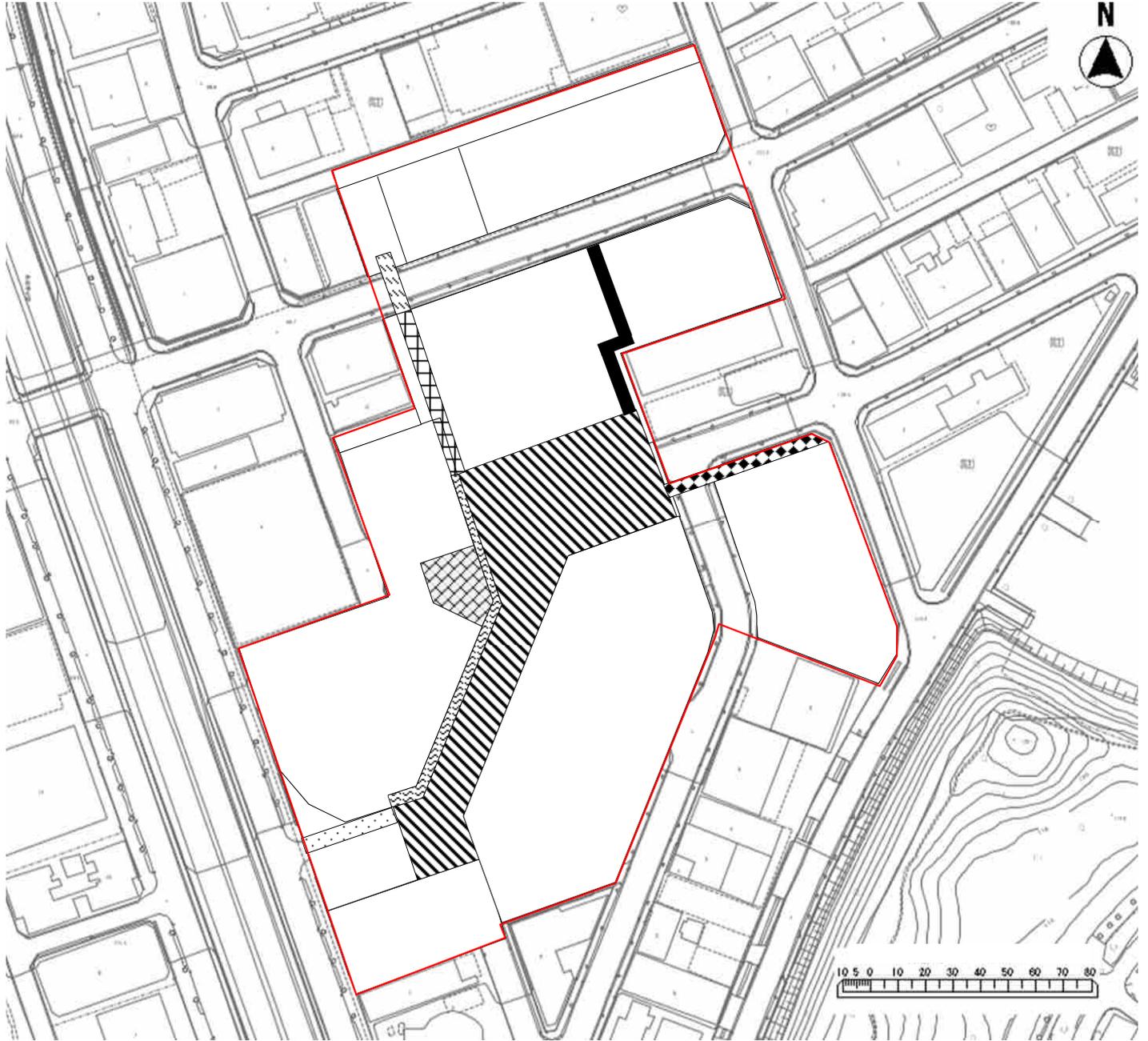


# 北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画計画図（地区の区分）



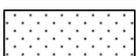
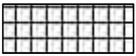
- 区域境界線
- 文教・芸術地区
- 住宅・商業地区
- にぎわい交流地区

# 北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画計画図（地区施設）



**【区域境界線】** ——

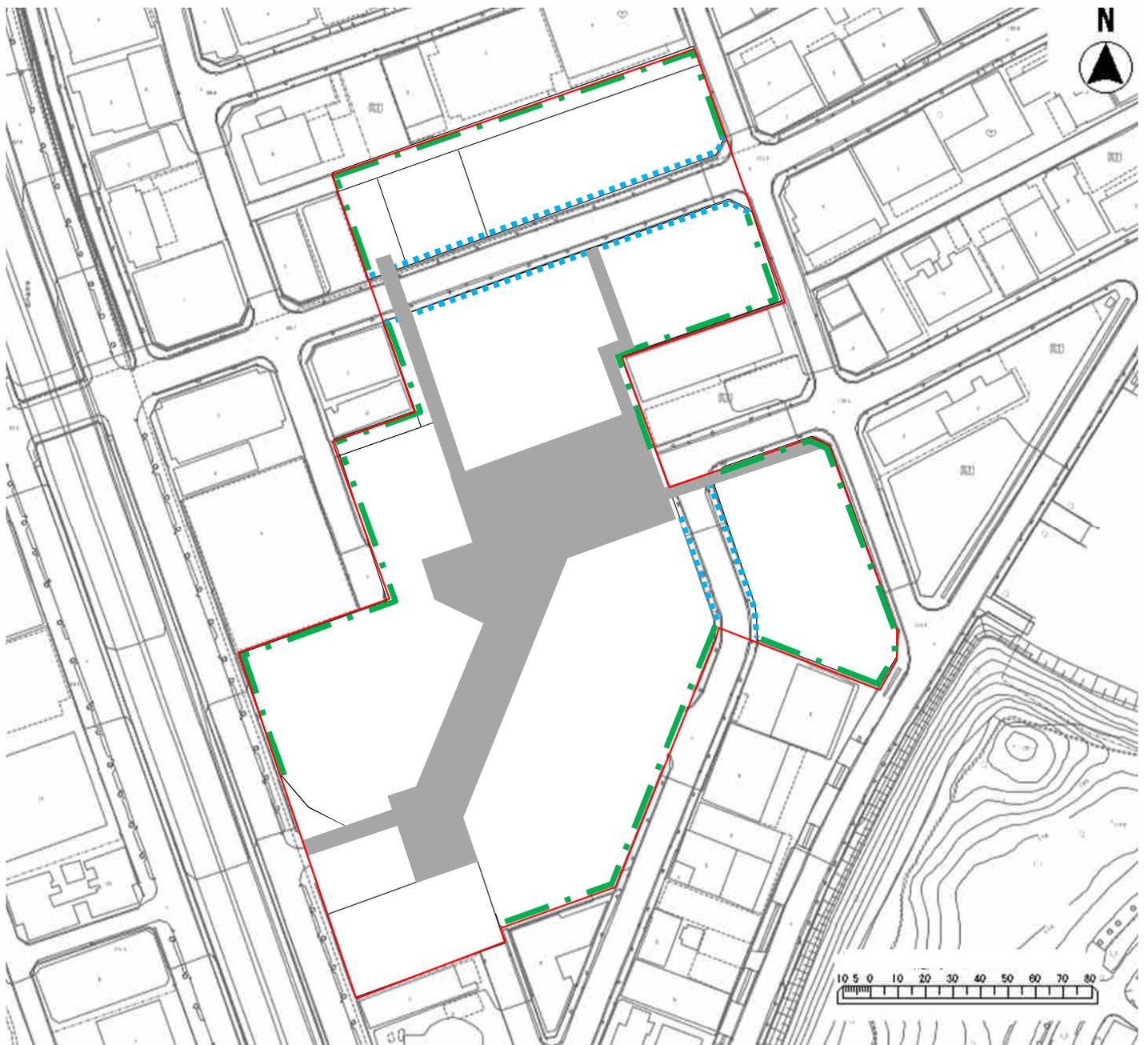
## 【地区施設】

-  多目的広場1号 約4,200㎡（デッキレベル※1、昇降施設含む）
-  多目的広場2号 約480㎡（デッキレベルから繋がる広場、昇降施設含む）
-  歩行者連絡通路1号 幅員約6m 延長約40m（デッキレベル※1、昇降施設含む）
-  歩行者連絡通路2号 幅員約4m 延長約140m（デッキレベル※1）
-  歩行者連絡通路3号 幅員約6m 延長約65m（デッキレベル※1）
-  歩行者連絡通路4号 幅員約6m 延長約20m（デッキレベル※2）
-  歩行者連絡通路5号 幅員約4m 延長約60m（デッキレベル※2、昇降施設含む）
-  歩行者連絡通路6号 幅員約4m 延長約60m（地上及びデッキレベル※1、昇降施設含む）

※1 デッキレベルから高さ3.5m以上の空間を確保する。（庇、アーケードを除く）

※2 屋外にあってはデッキレベルから高さ3.5m以上の空間を確保する。（庇、アーケードを除く）、屋内にあってはデッキレベルから高さ2.5m以上の空間を確保する。

# 外壁後退線図



**[区域境界線]** ———

**[壁面の位置の制限]**

— · — 一点鎖線(ア) 後退2m

····· 点線(イ) 後退1m

**[地区施設]** ■

## 【案件1】

# 北部大阪都市計画地区計画（箕面船場駅前地区） の変更について（付議）

令和4年9月

箕 面 市

## 目次

1. 船場地区について
2. 船場地区の地区計画について
3. 現在の地区施設について
4. 地区施設の追加について
5. かき又はさくの構造の制限の変更について
6. パブリックコメント及び縦覧の結果
7. 今後のスケジュール

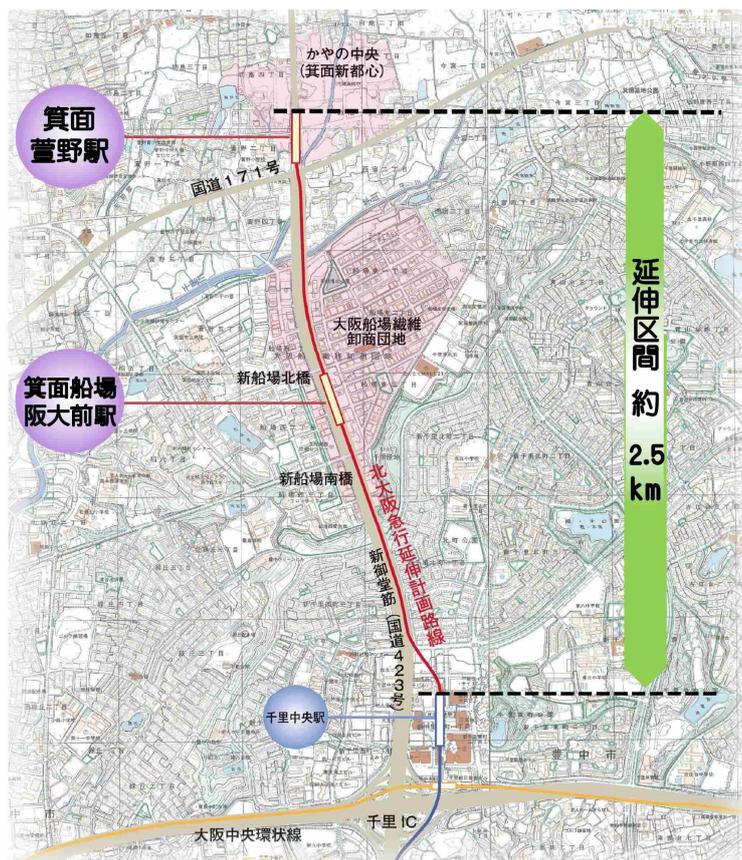
# 1. 船場地区について

## 船場地区の概要

船場地区は、本市市街地の中央部に位置し、本市立地適正化計画において中部都市機能誘導区域に位置づけ、都市的発展を想定している地域である。

令和5年度末に、御堂筋線（難波、梅田、新大阪等）と直結する北大阪急行線が千里中央駅から「かやの中央地区（箕面新都心）」まで延伸される。

船場地区のほぼ中央部分に新駅「箕面船場阪大前駅」が設置される。



# 2. 船場地区の地区計画について

## 『北部大阪都市計画

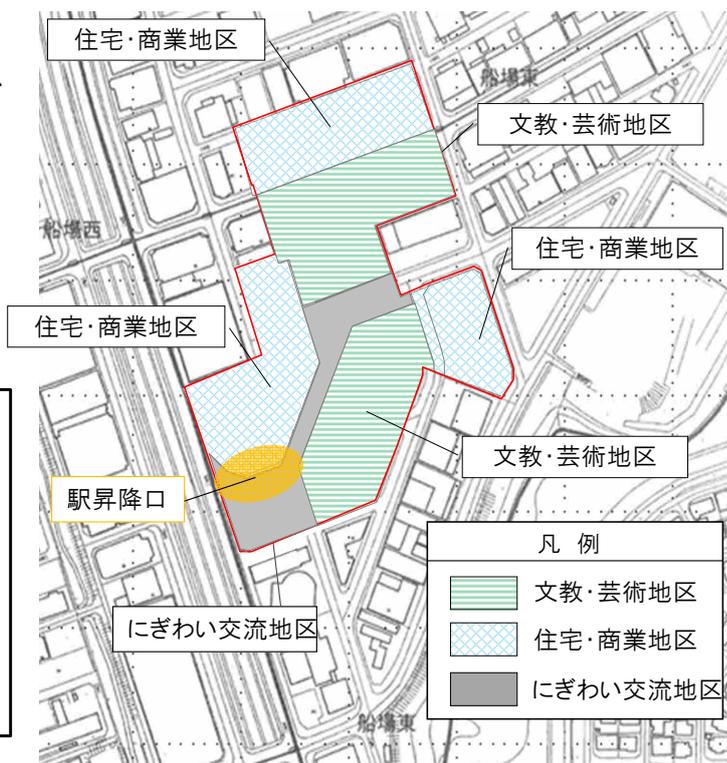
### 箕面船場駅前地区地区計画』

箕面船場阪大前駅の周辺エリアにおいては、新駅設置を見据えて平成29年に地区計画を定めており、地区内において「文教・芸術」「住宅・商業」「にぎわい交流」というテーマを持たせるなど、駅前に相応しい機能と土地利用を促し、船場地区再生の起爆剤となるまちづくりを目指している。

北大阪急行線の延伸が具体化し、それに伴い新駅の設置が進められる中で、駅前となる本地区では、歩行を中心としたまちを形成しつつ、新駅立地による地区ポテンシャルの向上を活かした土地利用の更なる高度化・多目的化が期待されている。

「地区計画の目標」抜粋

地区計画区域面積：約4.4ha



### 3. 現在の地区施設について

#### 多目的広場に接続する 歩行者連絡通路

街の中心は2階レベルであり、中央の多目的広場がにぎわい、交流の拠点となる。

地区計画においては将来、周辺エリアへ人の動線が広がるように2階レベルで歩行者連絡通路を地区施設として決定している。

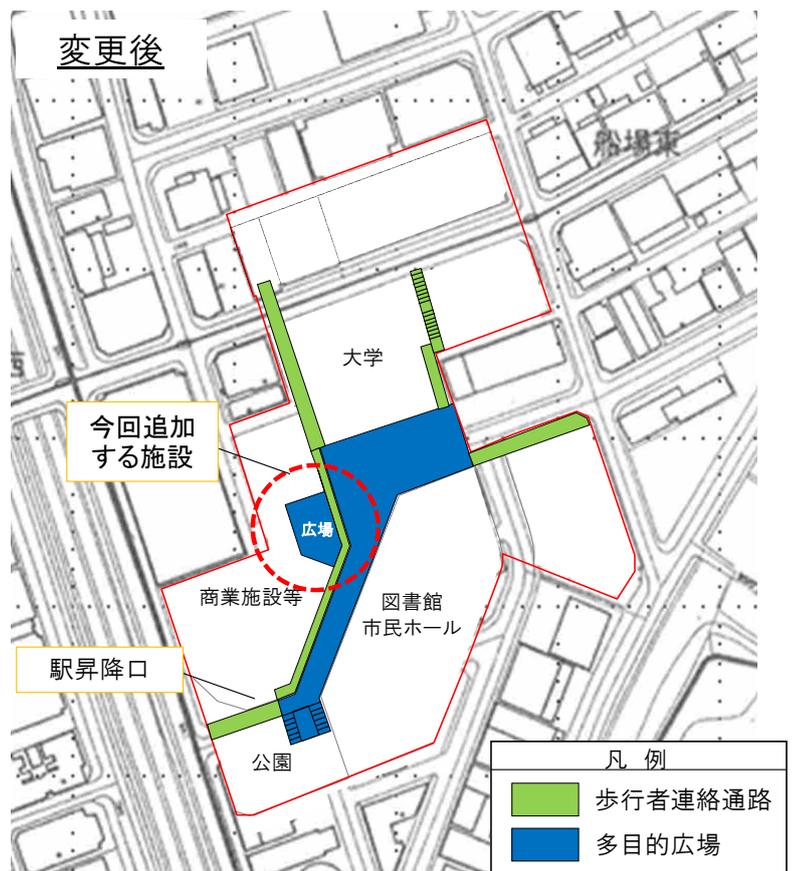
2階レベルと地上（1階）レベルとの連絡については、南側に多目的広場からの動線と、北側に歩行者連絡通路からの動線を確保している。



### 4. 地区施設の追加について

#### 多目的広場と連続する広場の追加

この度、建設予定の商業施設等（民間開発）の計画が具体化し、調整の結果、憩い空間・市民相互の交流空間である現多目的広場と連続し、一体的に利活用できる屋上広場を確保できることになったため、地区計画を変更し、当該広場を地区施設として位置づけることにより、将来にわたってその機能を担保する。



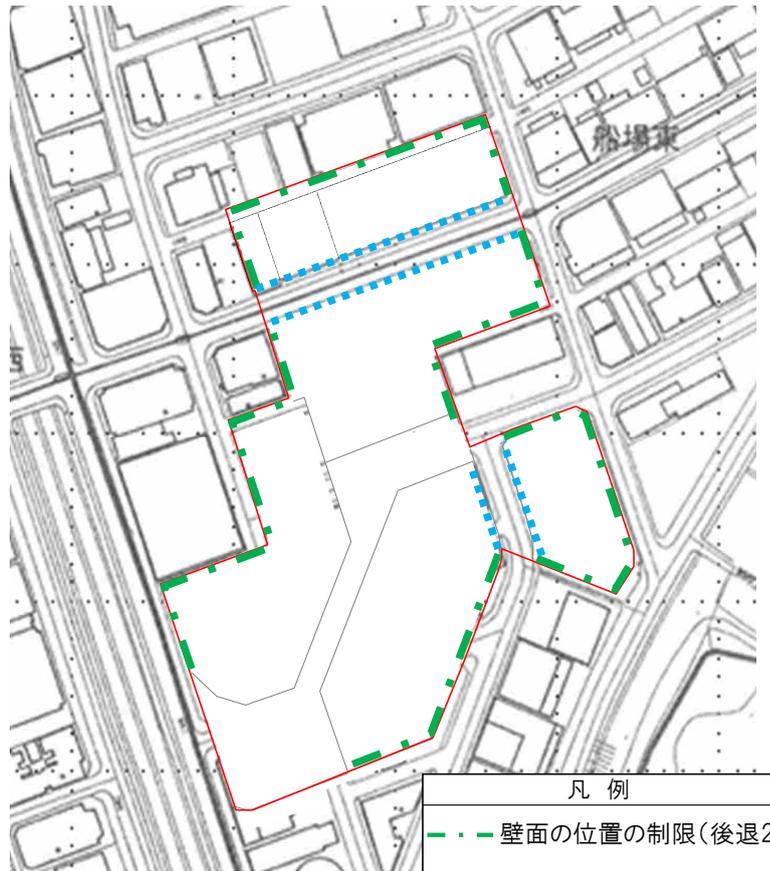
## 5. かき又はさくの構造の制限の変更について

現地区整備計画において、「かき又はさくの構造の制限」については、「壁面の位置の制限により建築物が後退した範囲内は、建築物、擁壁その他工作物で、道路面の高さより突き出るものを設けてはならない。」と規定されている。

しかし、当該地区においては、景観の向上・安全で快適な通行空間の確保のため無電柱化が計画されており、壁面の位置の制限により建築物が後退した範囲内に無電柱化に必要な設備（地上機器）を設置できるよう、地区整備計画を変更する。



地上機器の設置例



## 5. かき又はさくの構造の制限の変更について

### <現行>

計画図に示す一点鎖線部（ア）及び点線部（イ）の部分で壁面の位置の制限により建築物が後退した範囲内は、建築物、擁壁その他工作物で、道路面の高さより突き出るものを設けてはならない。

### <改正後>

計画図に示す一点鎖線部（ア）及び点線部（イ）の部分で壁面の位置の制限により建築物が後退した範囲内は、建築物、擁壁その他工作物で、道路面の高さより突き出るものを設けてはならない。

**ただし、電柱、電線、変圧塔、その他これらに類する工作物を除く。**

## 6. パブリックコメント及び縦覧の結果

### (1) パブリックコメント（都市計画法第16条第1項）の実施結果

- ・実施期間：令和4年6月4日～令和4年7月5日 ※意見書の提出期間も同じ
- ・意見書の提出：なし

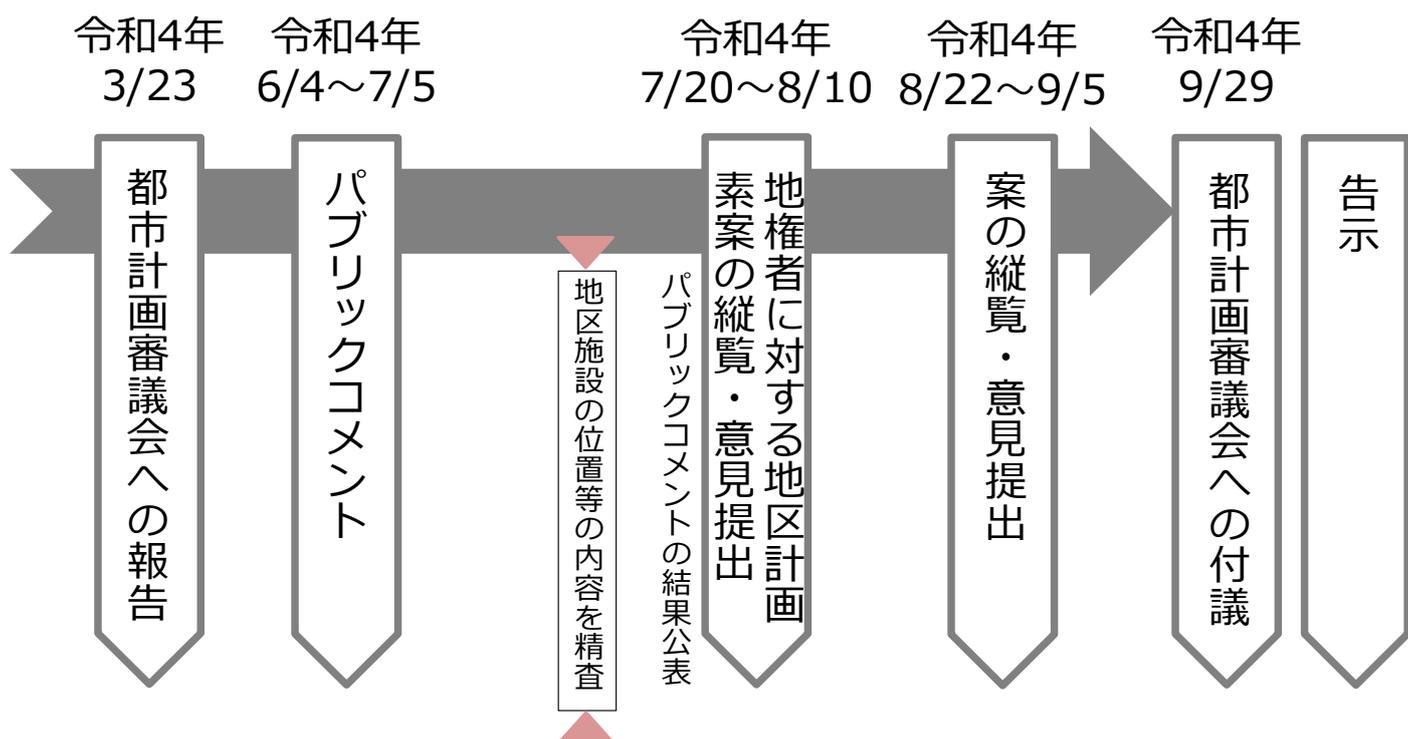
### (2) 都市計画法第16条第2項縦覧の実施結果

- ・実施期間：令和4年7月20日～令和4年8月3日
- ・意見書の提出期間：令和4年7月20日～令和4年8月10日
- ・縦覧者：0名 ・意見書の提出：なし

### (3) 都市計画法第17条縦覧の実施結果

- ・実施期間：令和4年8月22日～令和4年9月5日 ※意見書の提出期間も同じ
- ・縦覧者：0名 ・意見書の提出：なし

## 7. 今後のスケジュール





箕み公 第121号の2  
令和4年(2022年)9月 9日

箕面市都市計画審議会  
会長 増田 昇 様

箕面市長 上 島 一 彦



特定生産緑地の指定について【諮問】

標記のことについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、箕面市都市計画審議会の意見を求めたく、次のように諮問します。

## 特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
箕面1-B	箕面市箕面一丁目地内	約 0.15 ha		1
箕面4-B	箕面市箕面四丁目地内	約 0.14 ha		2
箕面5-B	箕面市箕面五丁目地内	約 0.20 ha		2
箕面5-C	箕面市箕面五丁目地内	約 0.07 ha		2
箕面5-D	箕面市箕面五丁目地内	約 0.09 ha		2
箕面5-E	箕面市箕面五丁目地内	約 0.05 ha		2
箕面6-A	箕面市箕面六丁目地内	約 0.08 ha		2
箕面6-C	箕面市箕面六丁目地内	約 0.10 ha		2
箕面7-A	箕面市箕面七丁目地内	約 0.15 ha		1
西小路2-A	箕面市西小路二丁目及び西小路四丁目地内	約 0.31 ha		2
西小路2-B	箕面市西小路二丁目地内	約 0.10 ha		2
西小路2-D	箕面市西小路二丁目地内	約 0.02 ha	一部指定	2
西小路2-E	箕面市西小路二丁目地内	約 0.07 ha		2
西小路3-C	箕面市西小路三丁目地内	約 0.24 ha	中部土地区画整理	2
西小路4-B	箕面市西小路四丁目地内	約 0.19 ha		2
牧落1-B	箕面市牧落一丁目地内	約 0.38 ha		2
牧落1-C	箕面市牧落一丁目地内	約 0.15 ha	中部土地区画整理	2
牧落1-E	箕面市牧落一丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落1-F	箕面市牧落一丁目地内	約 0.05 ha	一部指定	2
牧落1-G	箕面市牧落一丁目地内	約 0.18 ha	一部指定 中部土地区画整理	2
牧落2-A	箕面市牧落二丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-A	箕面市牧落三丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-E	箕面市牧落三丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-F	箕面市牧落三丁目地内	約 0.12 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-H	箕面市牧落三丁目地内	約 0.16 ha	中部土地区画整理	2
牧落4-A	箕面市牧落四丁目地内	約 0.44 ha	※取り下げによる減	2
牧落5-A	箕面市牧落五丁目地内	約 0.35 ha		2
牧落5-B	箕面市牧落五丁目地内	約 0.26 ha		2
牧落5-C	箕面市牧落五丁目地内	約 0.14 ha		2
百楽荘4-A	箕面市百楽荘四丁目地内	約 0.12 ha		2
桜井2-A	箕面市桜井二丁目地内	約 0.41 ha		2
桜1-A	箕面市桜一丁目地内	約 0.19 ha		2
桜1-B	箕面市桜一丁目地内	約 0.12 ha		2
桜4-A	箕面市桜四丁目地内	約 0.10 ha		2
桜4-D	箕面市桜四丁目地内	約 0.08 ha		2
桜4-E	箕面市桜四丁目地内	約 0.05 ha		2

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
桜5-A	箕面市桜五丁目地内	約 0.19 ha		2
桜5-B	箕面市桜五丁目地内	約 0.08 ha		2
半町1-B	箕面市半町一丁目地内	約 0.07 ha		2
半町3-A	箕面市半町三丁目地内	約 0.24 ha		2
瀬川1-B	箕面市瀬川一丁目地内	約 0.05 ha		2
瀬川2-A	箕面市瀬川二丁目地内	約 0.15 ha		2
瀬川4-A	箕面市瀬川四丁目地内	約 0.08 ha		2
瀬川5-A	箕面市瀬川五丁目地内	約 0.06 ha		2
新稲3-B	箕面市新稲三丁目地内	約 0.10 ha	一部指定	2
新稲4-A	箕面市新稲四丁目及び新稲五丁目地内	約 0.11 ha	一部指定 3・4・3田村橋通り線	2
新稲4-B	箕面市新稲四丁目地内	約 0.11 ha	※現況調査による減	2
新稲4-C	箕面市新稲四丁目地内	約 0.06 ha		2
新稲5-A	箕面市新稲五丁目地内	約 0.20 ha		2
新稲5-B	箕面市新稲五丁目地内	約 0.06 ha		2
新稲5-C	箕面市新稲五丁目地内	約 0.07 ha		2
新稲5-D	箕面市新稲五丁目地内	約 0.38 ha	※取り下げによる減	2
新稲5-G	箕面市新稲五丁目地内	約 0.05 ha		2
新稲5-I	箕面市新稲五丁目地内	約 0.13 ha		2
新稲5-K	箕面市新稲五丁目地内	約 0.10 ha		2
新稲5-L	箕面市新稲五丁目地内	約 0.10 ha	一部指定 3・4・3田村橋通り線	2
新稲6-B	箕面市新稲六丁目地内	約 0.15 ha	3・5・13瀬川新稲線	2
新稲6-D	箕面市新稲六丁目地内	約 0.12 ha	一部指定	2
新稲6-E	箕面市新稲六丁目地内	約 0.30 ha	3・5・13瀬川新稲線	2
桜ヶ丘2-A	箕面市桜ヶ丘二丁目地内	約 0.12 ha		2
桜ヶ丘4-A	箕面市桜ヶ丘四丁目地内	約 0.60 ha		2
稲1-B	箕面市稲一丁目地内	約 0.33 ha		2
稲1-D	箕面市稲一丁目地内	約 0.11 ha		2
稲1-F	箕面市稲一丁目地内	約 0.15 ha		2
稲2-A	箕面市稲二丁目地内	約 0.11 ha		2
稲2-B	箕面市稲二丁目地内	約 0.09 ha		2
稲2-C	箕面市稲二丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	2
稲2-D	箕面市稲二丁目地内	約 0.35 ha	※現況調査による減	2
稲2-F	箕面市稲二丁目地内	約 0.13 ha		2
稲2-G	箕面市稲二丁目地内	約 0.11 ha		2
稲2-H	箕面市稲二丁目地内	約 0.15 ha	一部指定	2
稲3-A	箕面市稲三丁目地内	約 0.18 ha		2
稲3-B	箕面市稲三丁目地内	約 0.10 ha		2
稲4-B	箕面市稲四丁目地内	約 0.08 ha		2
稲5-A	箕面市稲五丁目地内	約 0.09 ha		2
稲5-B	箕面市稲五丁目地内	約 0.16 ha		2

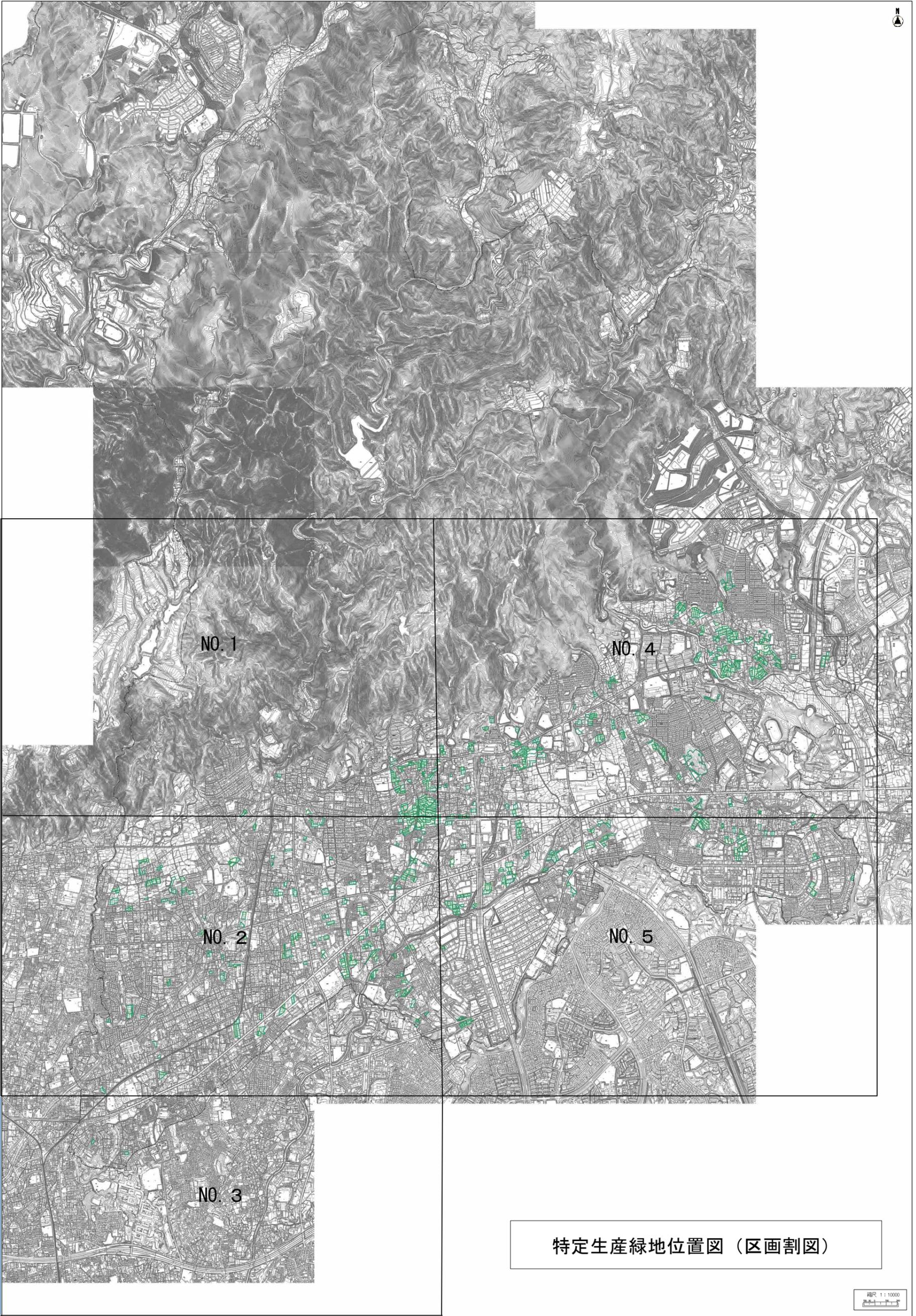
名称	位置	面積	備考	図面番号
稲5-C	箕面市稲五丁目地内	約 0.11 ha		2
稲5-D	箕面市稲五丁目地内	約 0.06 ha		2
稲5-E	箕面市稲五丁目地内	約 0.12 ha		2
稲6-A	箕面市稲六丁目地内	約 0.14 ha		2
稲6-B	箕面市稲六丁目地内	約 0.07 ha		2
稲6-D	箕面市稲六丁目地内	約 0.13 ha		2
稲6-E	箕面市稲六丁目地内	約 0.24 ha		2
萱野1-C	箕面市萱野一丁目地内	約 0.15 ha		2
萱野1-F	箕面市萱野一丁目地内	約 0.19 ha	一部指定 3・4・8芝如意谷線	2
萱野1-G	箕面市萱野一丁目地内	約 0.62 ha	3・4・8芝如意谷線	2
萱野1-I	箕面市萱野一丁目地内	約 0.08 ha		2
萱野1-L	箕面市萱野一丁目地内	約 0.05 ha	一部指定	2
萱野4-B	箕面市萱野四丁目地内	約 0.47 ha	萱野第1農住組合特定土地区画整理	2
萱野4-C	箕面市萱野四丁目地内	約 0.28 ha	萱野第1農住組合特定土地区画整理	2
萱野4-D	箕面市萱野四丁目地内	約 0.19 ha	一部指定 萱野第1農住組合特定土地区画整理	4
萱野4-E	箕面市萱野四丁目地内	約 0.06 ha	萱野第1農住組合特定土地区画整理	4
萱野4-F	箕面市萱野四丁目地内	約 0.11 ha		4
萱野5-A	箕面市萱野五丁目地内	約 0.05 ha	萱野第2土地区画整理	2
西宿1-D	箕面市西宿一丁目及び白鳥一丁目地内	約 0.41 ha		4
西宿1-F	箕面市西宿一丁目地内	約 0.09 ha		4
西宿2-A	箕面市西宿二丁目地内	約 0.50 ha		4
西宿2-B	箕面市西宿二丁目地内	約 0.67 ha	※取り下げによる減	4
西宿2-D	箕面市西宿二丁目地内	約 0.10 ha		4
西宿2-E	箕面市西宿二丁目地内	約 0.06 ha		4
西宿2-F	箕面市西宿二丁目地内	約 0.13 ha		4
今宮2-A	箕面市今宮二丁目地内	約 0.51 ha	一部指定	4
今宮2-E	箕面市今宮二丁目地内	約 0.11 ha		4
今宮3-A	箕面市今宮三丁目地内	約 0.12 ha		4
今宮3-B	箕面市今宮三丁目地内	約 0.19 ha	一部指定	4
今宮3-D	箕面市今宮三丁目地内	約 0.16 ha		4
今宮3-E	箕面市今宮三丁目地内	約 0.06 ha		4
今宮3-I	箕面市今宮三丁目地内	約 0.05 ha	一部指定	4
今宮3-K	箕面市今宮三丁目地内	約 0.26 ha		4
今宮4-B	箕面市今宮四丁目地内	約 0.08 ha		4
今宮4-C	箕面市今宮四丁目地内	約 0.08 ha		4
外院2-A	箕面市外院二丁目地内	約 0.15 ha	一部指定	3
外院2-C	箕面市外院二丁目地内	約 0.33 ha	一部指定	3
外院2-E	箕面市外院二丁目地内	約 0.39 ha		3

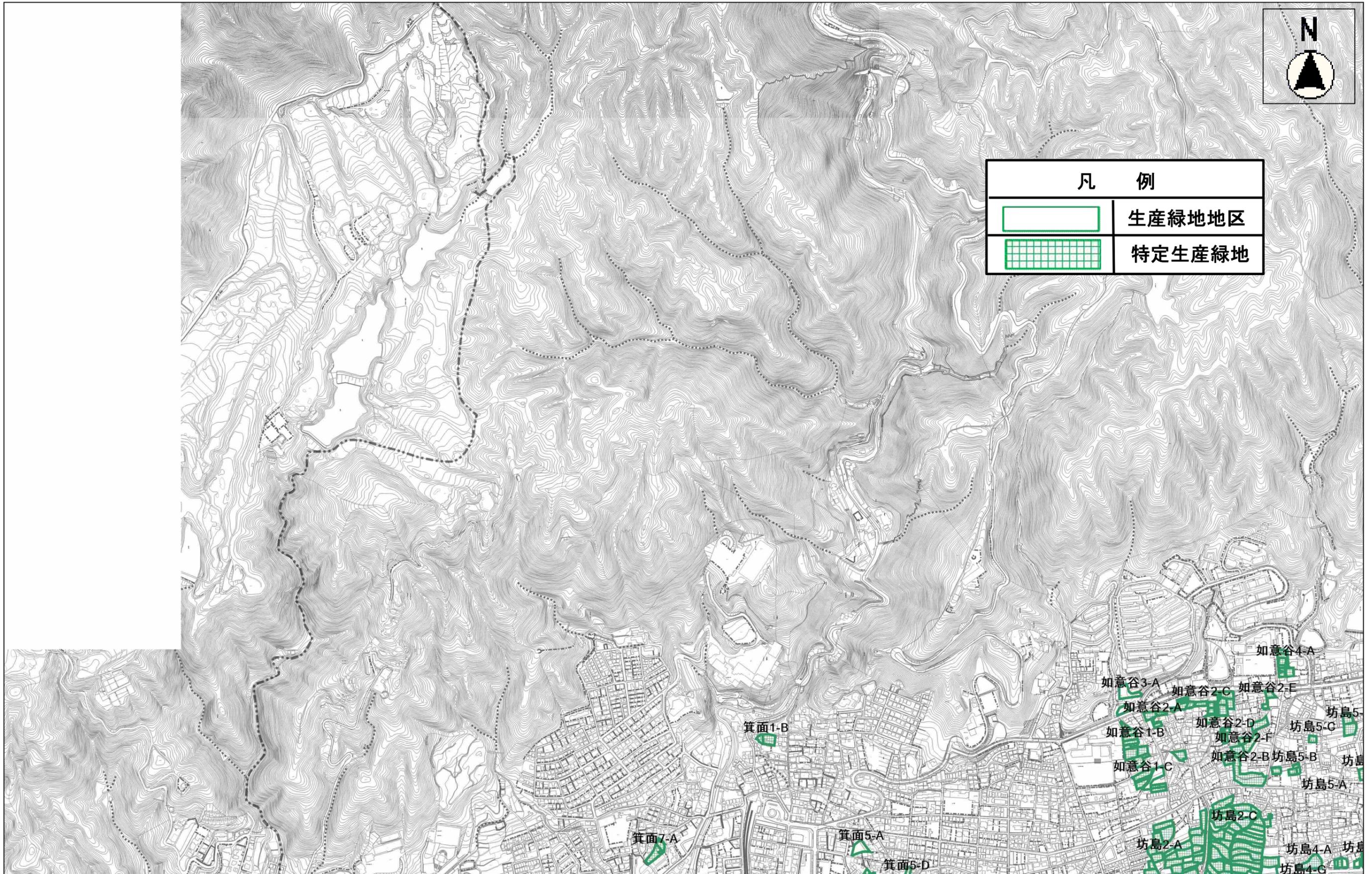
名称	位置	面積	備考	図面番号
外院3-B	箕面市外院三丁目及び粟生外院六丁目地内	約 0.22 ha	一部指定	3
外院3-D	箕面市外院三丁目地内	約 0.06 ha		3
外院3-E	箕面市外院二丁目地内	約 0.05 ha	一部指定 2・2・39外院北公園	3
石丸2-A	箕面市石丸二丁目地内	約 0.17 ha		3
石丸2-B	箕面市石丸二丁目地内	約 0.61 ha	一部指定	3
石丸2-C	箕面市石丸二丁目地内	約 0.22 ha		3
石丸2-E	箕面市石丸二丁目地内	約 0.13 ha		3
石丸2-F	箕面市石丸二丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	3
白島1-A	箕面市白島一丁目地内	約 0.09 ha	一部指定	3
白島1-B	箕面市白島一丁目地内	約 0.10 ha		3
白島2-B	箕面市白島二丁目地内	約 0.06 ha		3
白島3-A	箕面市白島三丁目地内	約 0.11 ha	一部指定 5・5・1中央公園	3
白島3-B	箕面市白島三丁目地内	約 0.14 ha	5・5・1中央公園	3
白島3-C	箕面市白島三丁目地内	約 0.03 ha	一部指定 5・5・1中央公園	3
白島3-D	箕面市白島三丁目地内	約 0.13 ha	5・5・1中央公園	3
白島3-E	箕面市白島三丁目及び石丸三丁目地内	約 0.22 ha		3
白島3-F	箕面市白島三丁目及び石丸三丁目地内	約 0.02 ha	一部指定	3
坊島1-A	箕面市坊島一丁目地内	約 0.07 ha		2
坊島2-A	箕面市坊島二丁目及び如意谷一丁目地内	約 1.89 ha	一部指定 3・4・8芝如意谷線	1
坊島2-B	箕面市坊島二丁目地内	約 0.06 ha		2
坊島2-C	箕面市坊島二丁目及び坊島三丁目地内	約 2.57 ha	※取り下げによる減	2
坊島3-A	箕面市坊島三丁目地内	約 0.06 ha		2
坊島4-A	箕面市坊島四丁目地内	約 0.17 ha		2
坊島4-C	箕面市坊島四丁目地内	約 0.12 ha		2
坊島4-D	箕面市坊島四丁目地内	約 0.13 ha		3
坊島4-F	箕面市坊島四丁目地内	約 0.03 ha	一部指定	4
坊島4-G	箕面市坊島四丁目地内	約 0.19 ha		2
坊島4-H	箕面市坊島四丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	4
坊島5-A	箕面市坊島五丁目地内	約 0.05 ha		1
坊島5-B	箕面市坊島五丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	1
坊島5-C	箕面市坊島五丁目地内	約 0.05 ha		1
坊島5-E	箕面市坊島五丁目地内	約 0.10 ha		3
坊島5-G	箕面市坊島五丁目地内	約 0.18 ha		3
如意谷1-B	箕面市如意谷一丁目地内	約 0.44 ha	3・4・8芝如意谷線	1
如意谷1-C	箕面市如意谷一丁目地内	約 0.22 ha	一部指定3・4・8芝如意谷線2・2・23如意谷公園	1
如意谷2-A	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.12 ha	3・4・8芝如意谷線	1
如意谷2-B	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.07 ha		1
如意谷2-C	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.56 ha	※現況調査による減	1
如意谷2-D	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.09 ha		1

名称	位置	面積	備考	図面番号
如意谷2-E	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.06 ha		1
如意谷2-F	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.75 ha		1
如意谷4-A	箕面市如意谷四丁目地内	約 0.26 ha		1
船場西2-A	箕面市船場西二丁目及び稲地内	約 0.07 ha	追加指定	2
船場西3-A	箕面市船場西三丁目地内	約 0.50 ha		4
粟生間谷東1-A	箕面市粟生間谷東一丁目地内	約 0.07 ha		3
粟生間谷東1-B	箕面市粟生間谷東一丁目地内	約 0.28 ha		3
粟生間谷東1-C	箕面市粟生間谷東一丁目地内	約 0.92 ha	一部指定	3
粟生間谷東5-A	箕面市粟生間谷東五丁目地内	約 0.28 ha	一部指定	3
粟生間谷東5-B	箕面市粟生間谷東五丁目及び粟生間谷西七丁目地内	約 1.47 ha	一部指定	3
粟生間谷東5-C	箕面市粟生間谷東五丁目地内	約 0.15 ha	一部指定	3
粟生間谷東5-D	箕面市粟生間谷東五丁目地内	約 0.44 ha		3
粟生間谷東5-E	箕面市粟生間谷東五丁目地内	約 0.11 ha	一部指定	3
粟生間谷東5-F	箕面市粟生間谷東五丁目地内	約 0.38 ha	一部指定	3
粟生間谷東5-G	箕面市粟生間谷東五丁目地内	約 0.15 ha		3
粟生間谷東6-A	箕面市粟生間谷東六丁目地内	約 0.87 ha		3
彩都 D	箕面市彩都粟生南一丁目地内	約 0.26 ha	一部指定 国際文化公園都市特定土地区画整理	3
粟生間谷西2-A	箕面市粟生間谷西二丁目地内	約 0.06 ha		3
粟生間谷西2-B	箕面市粟生間谷西二丁目地内	約 0.07 ha		3
粟生間谷西3-A	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.25 ha		3
粟生間谷西3-B	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.15 ha		3
粟生間谷西3-C	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.18 ha	2・2・5中村公園	3
粟生間谷西3-D	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.18 ha		3
粟生間谷西3-E	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.08 ha		3
粟生間谷西3-F	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 1.13 ha		3
粟生間谷西3-H	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.08 ha		3
粟生間谷西3-I	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.08 ha		3
粟生間谷西3-J	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.06 ha		3
粟生間谷西3-K	箕面市粟生間谷西三丁目地内	約 0.13 ha		3
粟生間谷西7-A	箕面市粟生間谷西七丁目地内	約 0.39 ha	一部指定※現況調査による減	3
粟生間谷西7-C	箕面市粟生間谷西七丁目地内	約 0.35 ha	※取り下げによる減	3
粟生間谷西7-E	箕面市粟生間谷西七丁目地内	約 0.08 ha		3
粟生間谷西7-F	箕面市粟生間谷西七丁目地内	約 0.09 ha		3
粟生間谷西7-G	箕面市粟生間谷西七丁目地内	約 0.09 ha		3
粟生外院1-A	箕面市粟生外院一丁目地内	約 0.08 ha		3
粟生外院1-B	箕面市粟生外院一丁目地内	約 0.10 ha		3
粟生外院1-C	箕面市粟生外院一丁目地内	約 0.42 ha		3
粟生外院2-B	箕面市粟生外院二丁目地内	約 0.06 ha		3
粟生外院2-C	箕面市粟生外院二丁目地内	約 0.07 ha		3
粟生外院2-D	箕面市粟生外院二丁目地内	約 0.18 ha		3

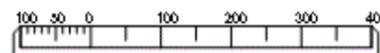
名称	位置	面積	備考	図面番号
粟生外院3-A	箕面市粟生外院三丁目及び粟生外院五丁目地内	約 0.50 ha		3
粟生新家1-A	箕面市粟生新家一丁目地内	約 0.05 ha		3
粟生新家1-B	箕面市粟生新家一丁目地内	約 0.11 ha		3
粟生新家1-C	箕面市粟生新家一丁目地内	約 0.22 ha		3
粟生新家2-A	箕面市粟生新家二丁目地内	約 0.09 ha		3
粟生新家2-B	箕面市粟生新家二丁目地内	約 0.17 ha	一部指定 3・4・11箕面東公園	3
小野原東1-B	箕面市小野原東一丁目地内	約 0.06 ha		3
小野原東2-A	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.09 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東2-B	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.14 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東2-E	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.09 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東2-F	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.07 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東4-B	箕面市小野原東四丁目地内	約 0.17 ha	小野原特定土地区画整理 小野原東特定土地区画整理	4
小野原東4-C	箕面市小野原東四丁目地内	約 0.18 ha	小野原特定土地区画整理 小野原東特定土地区画整理	4
小野原東5-A	箕面市小野原東五丁目地内	約 0.02 ha	小野原特定土地区画整理 (吹田市域の生産緑地地区と一団となる)	4
小野原東6-A	箕面市小野原東六丁目地内	約 0.20 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東6-B	箕面市小野原東六丁目地内	約 0.19 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東6-C	箕面市小野原東六丁目地内	約 0.06 ha	小野原東特定土地区画整理 ※取り下げによる減	4
小野原西1-B	箕面市小野原西一丁目地内	約 0.18 ha		3
小野原西2-B	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.83 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西2-C	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.09 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西2-D	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.10 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西2-F	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.06 ha		4
小野原西3-B	箕面市小野原西三丁目地内	約 0.15 ha	小野原西特定土地区画整理	4
小野原西3-C	箕面市小野原西三丁目地内	約 0.04 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西5-H	箕面市小野原西五丁目地内	約 0.11 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西5-I	箕面市小野原西五丁目地内	約 0.15 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
219地区		約 44.20 ha		

「区域は指定図表示のとおり」





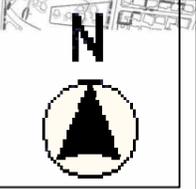
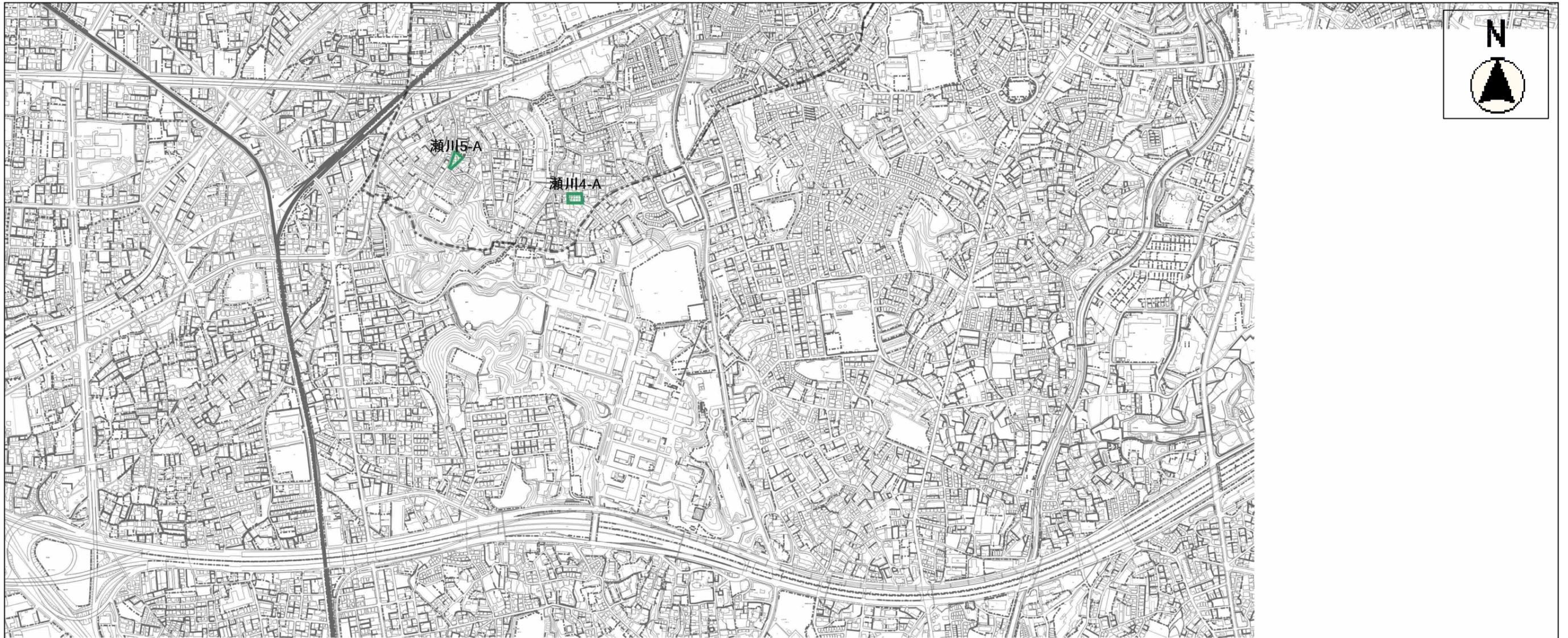
縮尺 1 : 10000



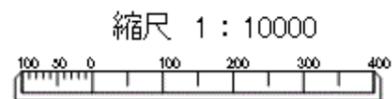
特定生産緑地位置図 (NO. 1)



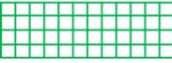


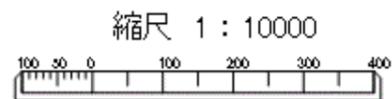
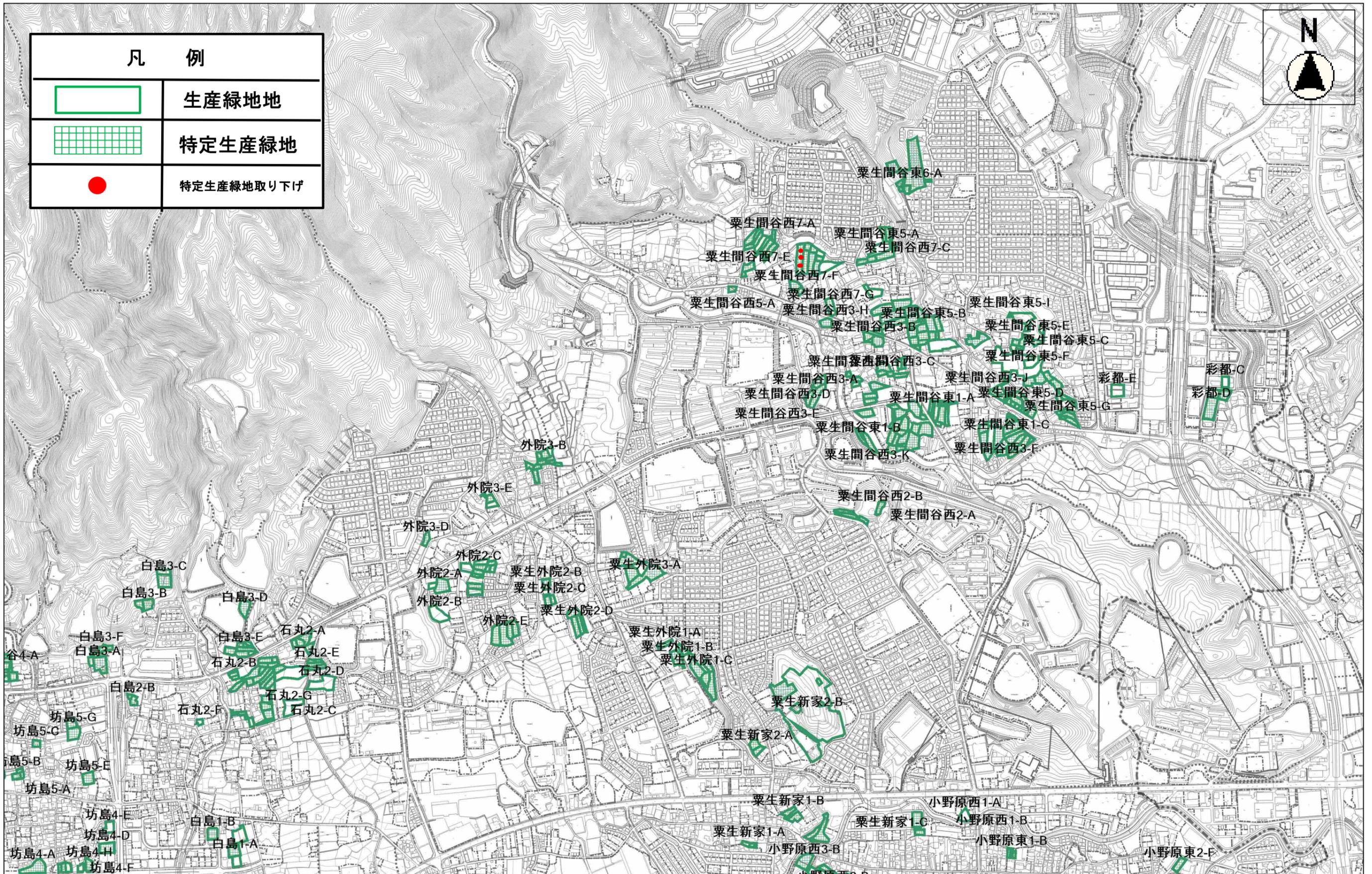
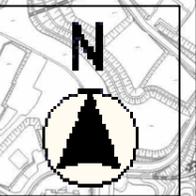


凡 例	
	生産緑地地
	特定生産緑地

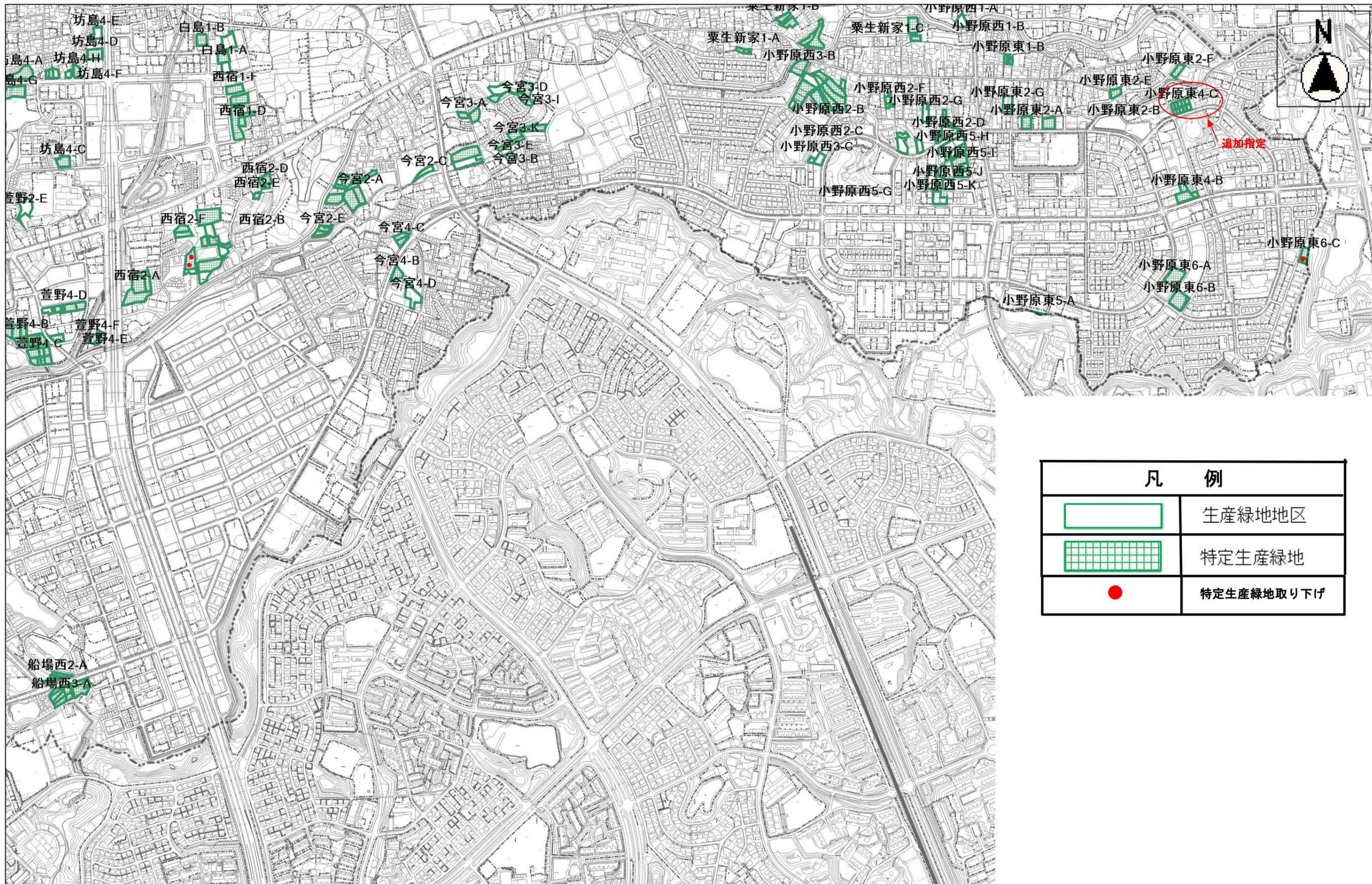


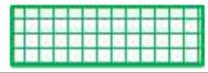
特定生産緑地位置図 (NO. 3)

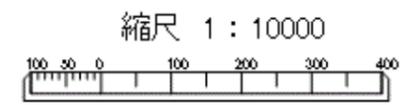
凡 例	
	生産緑地地
	特定生産緑地
	特定生産緑地取り下げ



特定生産緑地位置図 (NO. 4)



凡 例	
	生産緑地地区
	特定生産緑地
	特定生産緑地取り下げ



特定生産緑地位置図 (NO. 5)

# 特定生産緑地の指定について

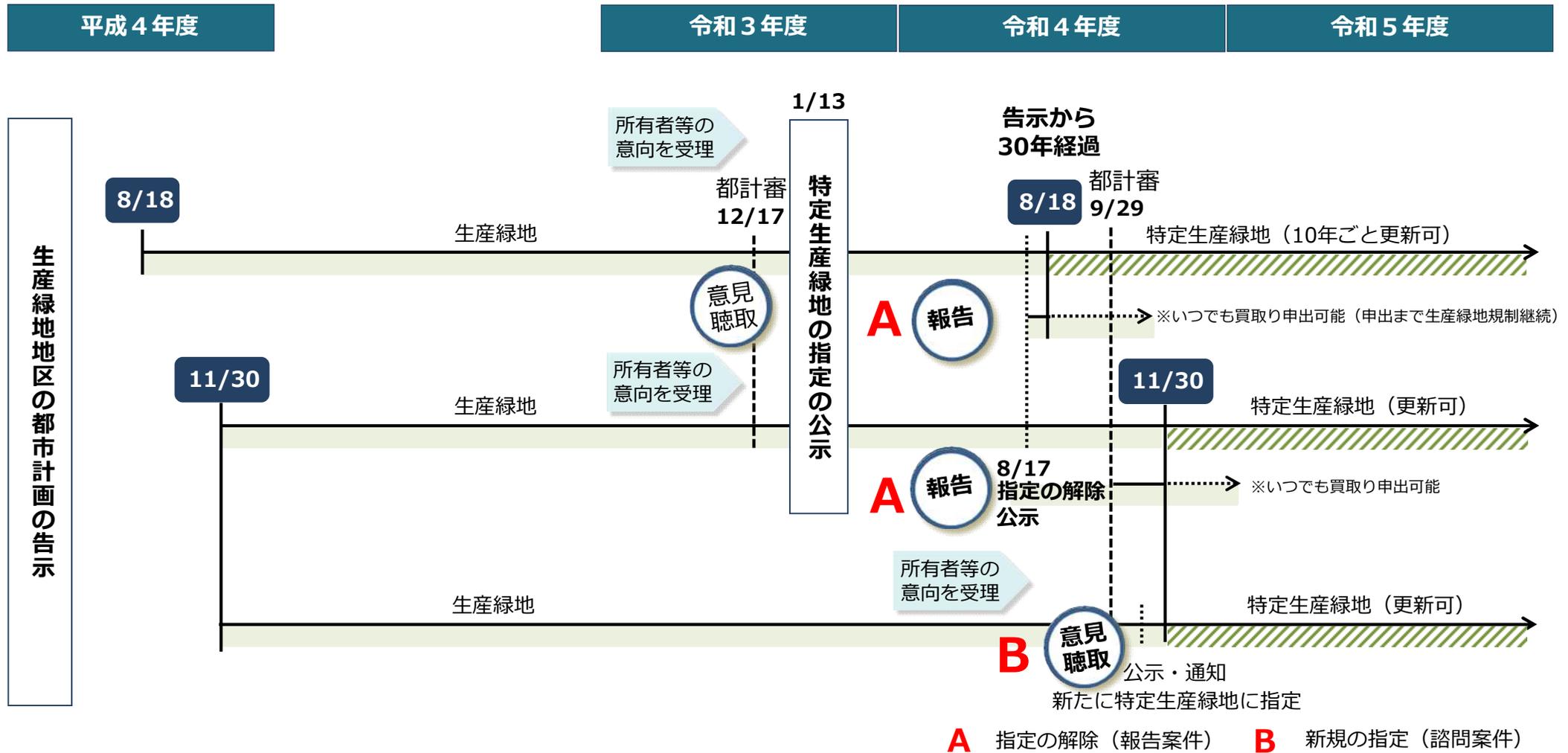
令和4年9月29日

箕面市

みどりまちづくり部 公園緑地室

## 特定生産緑地地区とは

- 生産緑地の所有者等の意向を基に、告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- 指定された場合、買取りの申出ができる時期「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。
- 特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行うこととされている。



## 特定生産緑地の異動状況

令和3年度第1回箕面市都市計画審議会（令和3年12月開催）以降、特定生産緑地にかかる異動状況は右のとおりです。

なお「指定の解除」とは、特定生産緑地に指定した土地について、所有者により特定生産緑地への移行（同意）の申し出が取り下げられたことなどによるものです。

	A 指定の解除	B 新規の指定
筆数（筆）	15	14
面積（ha）	0.62	0.24
所有者（人）	12	2

▲ 報告案件                      ▲ 諮問案件

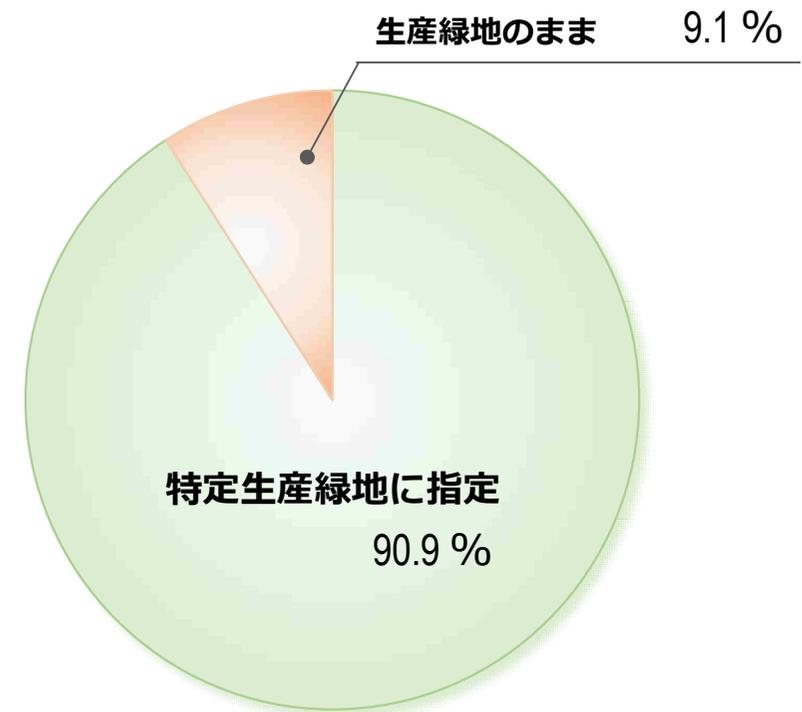
## 特定生産緑地の指定状況

【告示から30年経過する日：令和4年8月18日】

	特定生産緑地	生産緑地
筆数（筆）	612	48
面積（ha）	31.35	2.5
所有者（人）	135	33

【告示から30年経過する日：令和4年11月30日】

	特定生産緑地予定	生産緑地予定
筆数（筆）	226	28
面積（ha）	9.5	1.6
所有者（人）	108	21



生産緑地面積に対する特定生産緑地面積の割合